

# 提 案 要 領

平成 25 年 8 月 1 日

木材利用ポイント事業基金設置法人  
公益社団法人国土緑化推進機構

# 提 案 要 領

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対しポイントを付与し、第1次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行う「木材利用ポイント事業」がスタートしています。(注1)

このような状況の中、「木材利用ポイント事業」の効果を高めるため、木の良さ等の地域材利用に関する国民の意識向上等のための各種広報(第2次)を行います。(注2)

つきましては、上記業務の実施を希望される方は、「別紙1」の企画提案書提出表明書および「別紙2」の事業内容を行うための企画提案書及びその他の提出書類を作成の上、公益社団法人国土緑化推進機構(以下、「当機構」という。)まで提出して下さい。

注1). 詳しくは、「木材利用ポイント事業」サイト (<http://mokuzai-point.jp/>) をご参照下さい。  
注2). 木材利用ポイント事業全国事務局等においても、制度周知のための広報等を行っているとともに、本事業の第1次公募(6月公募、7月選定)も実施することとしていますので、提案内容はそれぞれの取組とも連携して、効果的・経済的に実施するものとします。

## 1. 応募資格

応募資格は民間団体等とし、次の全ての要件が備わっている者とします。

- (1) 当該事業に関するノウハウ及び実績を有し、かつ、事業を的確に実施できる企画、実行能力を有していること。
- (2) 当該事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- (3) 当機構が当該事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

※ なお、複数の事業体がJVで提案することも可能です。

## 2. 企画提案書提出表明書の提出期限及び提出先等

- (1) 提出期限 : 平成25年8月16日(金) 必着
- (2) 提出先 : 公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部 宛  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階

### (3) 提出方法

#### ① 持参の場合

- ・事前に連絡の上、期限までに持参して下さい。
- ・受付期間は9:30~12:15、13:00~18:15(土・日・祝を除く。)とします。

#### ② 郵送の場合

- ・簡易書留、宅配便等で提出される場合、配達等の都合により締切日までに届かない場合がありますので、期限に余裕を持って送付して下さい。

## 3. 企画提案書提出表明書の様式

「別紙1」の様式により作成して下さい。

## 4. 企画提案書の提出期限及び提出先等

- (1) 提出期限 : 平成25年8月22日(木) 必着
- (2) 提出先 : 公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部 宛

(3) 提出方法

① 持参の場合

- ・ 事前に連絡の上、期限までに持参して下さい。
- ・ 受付期間は9:30~12:15、13:00~18:15（土・日・祝を除く。）とします。

② 郵送の場合

- ・ 簡易書留、宅配便等で提出される場合、配達等の都合により締切日までに届かない場合がありますので、期限に余裕を持って送付して下さい。

5. 企画提案書の様式

「別紙2」の企画提案書の記載例に従って作成して下さい。

なお、複数の業務に提案する場合は、業務毎に企画提案書を提出して下さい。

6. 企画提案書の提出部数

提出部数は、10部（正1部、写9部）とします。

7. その他の提出書類

① 定款・総会資料等応募者の概要に関する資料（任意様式）

② 本業務に関連する過去の実績を示す参考資料

③ 見積書（様式は「別紙2」の企画提案書の本文の「6. 必要経費」を参照して下さい。）

本事業を実施するために必要な経費の全ての金額（消費税を含む。）を記載した見積書及び内訳書

8. 提案書の受理

上記1の応募資格を有しない者の企画提案書、又は提出書類に不備がある企画提案書は受理できません。

9. 企画提案会の開催

提案内容の詳細をご説明頂いたり、提案内容について調整等を行うために、必要に応じて以下の日程・場所で企画提案会を実施する場合があります。実施する場合の詳細等は、提出者に連絡します。

(1) 実施日時：平成25年8月26日（月）

※ 時間帯は、10:00~12:00、13:00~17:30の間で各提案者に通知します

(2) 実施場所：砂防会館別館 会議室「立山」

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 3階

10. 秘密の保持

企画提案書、その他の書類は選定にのみ使用します。

11. 実施者の選定

選定する際の審査基準は、「別紙3」のとおりです。

（なお、本企画提案では、「別紙2」の業務内容の実施に向けた考え方・方向性等について提案を求めるものであり、「別紙2」の業務内容の最終的なアウトプット（具体的な表現案）の提案を求めるものではありません。）

なお、提案内容については、審査結果や総予算額、他の広報業務の提案内容を踏まえて採択条件を提示して、再提案を依頼する場合があります。

12. その他

(1) 実施者の選定に係わる審査に際して、受理した企画提案書及び添付資料等について、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 受理した企画提案書及び添付資料等は返却できませんので、予めご了承下さい。

13. 問い合わせ先

本提案に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部（担当：大島・木俣・佐古田） 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階 FAX：03-3264-3974 E-mail： <a href="mailto:entry@green.or.jp">entry@green.or.jp</a>
---

14. 選定結果の公表

当機構のホームページに公表します。

## 業務内容

### 1. 業務名

林野庁「木材利用ポイント事業」地域材利用に関する広報事業 [第2次公募]

- (1) 映像メディア等連携キャンペーン業務
- (2) 全国紙・雑誌等連携キャンペーン業務
- (3) 木の良さ等の体感型イベント開催等支援業務
- (4) 地方協議会・関係団体等との連携による広報業務
- (5) 木の良さ等のPR映像制作業務
- (6) 幅広い地域材利用体制の構築を通じた工夫ある広報業務

### 2. 目的

本事業では、「木材利用ポイント事業」の効果を高めるため、木の良さ等の地域材利用に関する国民の意識向上等を図る上で、訴求力があり波及効果が高い広報を行います。

本事業の実施に当たっては、木材利用ポイント事業を通して地域材需要が大きく喚起されることにより、農山漁村の振興が図られ、その効果が持続するように、訴求すべき対象者層と果たすべき成果を明確にした上で、適切な媒体・手法を活用し、経済的・効果的な広報活動に努めるものとします。

なお、全国事務局が実施する木材利用ポイント事業の制度に関わる直接的な広報活動や、本事業 [第1次公募] の内容とも有機的に連動させることで、効果的な実施に務めるものとします。

### 3. 事業内容

本事業では、「木材利用ポイント事業」の効果を高めるため、木の良さ等の地域材利用に関する国民の意識向上等を図る上で、訴求力があり波及効果の高い広報を行うために、林野庁、木材利用ポイント基金設置法人、木材利用ポイント事業全国事務局及び都道府県協議会等とともに、民間事業者等との連携を図りながら、相乗効果が高まるように以下の(1)～(6)を実施します。

#### (1) 映像メディア等連携キャンペーン業務

##### ① 内容

森林・林業・山村をテーマとした映像コンテンツやその素材を活用して、様々な映像メディア等の媒体やイベント等の機会を通じて、木材利用ポイント事業と併せて、木の良さや地域材利用の意義等を幅広く国民に訴求できるよう、多様な地域や事業者との連携によるキャンペーンを実施する。

##### ② 分量

任意

##### ③ 時期

平成26年3月31日まで

(但し、キャンペーンのキックオフは住生活月間、木づかい月間である平成25年10月～11月を中心とした需要期を考慮して実施すること。)

##### ④ 主な留意点

- ・ 映像コンテンツは、話題性があり、森づくり・木づかい等の訴求に影響力を与えられる出演者等が含まれること。
- ・ 幅広い生活者に、森林・林業・山村の現状や「森づくりの循環」の重要性、地域材の生産者である

森林・林業関係者の想い等を周知することで、地域材利用の意義への理解や共感を高め、地域材利用の機運の醸成に資する内容とすること。

- ・ 既存の国民運動（美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」、木づかい運動等）や全国各地の森林・林業関係団体等とも連携を図り、林業従事者や山村地域の関係者を応援し、その社会的地位の向上に資するようなキャンペーンの仕組みを設けること。
- ・ キャンペーンの実施に係る多様な機会を活用して、効果的にパブリシティを行うとともに、制作した映像媒体の二次利用やクチコミ等の促進を通して、波及効果の高い取組とすること。
- ・ 制作した映像コンテンツ等はDVD等にして、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等が木の良さや地域材利用の意義を普及するツールとして使用したり、WEB サイト等に掲出したりすることが可能であることが望まれる。

## （２）全国紙・雑誌等連携キャンペーン業務

### ① 内容

需要層或いは潜在需要層への継続的な訴求が可能な多様な全国紙・雑誌等との連携の下で、地域材利用を呼びかけるキャンペーンを企画し、そのキックオフやシンボルとしてのイベント等（シンポジウム、トークショー・対談、展示会、体感型イベント、企画・記事広告等）を通じて、幅広い国民層に木の良さや地域材利用の意義を継続的に訴求できるようなキャンペーンを実施する。

### ② 分量

任意

### ③ 時期

住生活月間、木づかい月間である10月～11月を中心とした需要期を考慮して実施すること。

### ④ 留意点

- ・ 幅広い生活者に木の良さや地域材利用の意義を周知し、地域材利用の機運の醸成に資するように、感性価値や機能性、デザイン性が高い多様なタイプの「木のある暮らし」を提案できる内容とすること。
- ・ 木造建築物や木材製品等の需要層、潜在的な需要層、或いは当該分野の流通・小売業者等に幅広くPRできるように、なるべく多くの全国紙・雑誌等と連携したキャンペーンの実施体制とすること。
- ・ キックオフやシンボルとして実施するイベント等は、幅広い対象者に訴求できるように、シンポジウムの開催に限らず、トークショー・対談、体感型イベント、企画・記事広告等、工夫ある行事や仕組みを複数組み合わせ合わせたものとする。
- ・ キャンペーンの実施に係る多様な機会を活用して、効果的にパブリシティを行うとともに、制作物の二次利用やクチコミ等の促進を通して、波及効果の高い取組とすること。
- ・ 既存の国民運動（木づかい運動、美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」等）や木材利用ポイント事業等に携わる多様な地域や事業者等の参画・連携を図り、地域に根付いた裾野の広いキャンペーンとすること。
- ・ 木材利用ポイントPR大使の活用や、多くの関係団体の参画を求めることが望ましい。
- ・ 制作物は、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等が木の良さや地域材利用の意義を普及するツールとして使用が可能であること。

## （３）木の良さ等の体感型イベント開催等支援業務

### ① 内容

木造建築物や木材製品等の需要拡大に向けた影響力のあるイベントや施設等と連携して、来場者が

多様な木材や木材製品等に入れて、木の良さ・ぬくもりなどを五感で体験する機会・場を設けることで、木の良さや地域材利用の意義を大々的にPRするとともに、当該イベントや施設等による集客広報等と連携した幅広いPRを行うこと等を通じて、地域材利用の話題づくり及び地域材利用の機運の醸成を行う。

② 実施数

全国数カ所又は大都市部1カ所

③ 時期

住生活月間、木づかい月間である10月～11月を中心とした需要期を考慮して実施すること。

④ 留意点

- ・ 連携するイベントや施設等は、幅広い経済界・業界等にも影響力があり、多くの木造建築物や木材製品等の需要層・潜在的な需要層の集客が見込めるイベント・施設等とすること。
- ・ イベント等では、大々的に木の良さについて五感を通して訴求できるように多様なゾーンを設置し、各ゾーンでは上質な体感機会を提供できるように、感性価値や機能性、デザイン性が高い展示や空間装飾、ワークショップ等のプログラム等を企画すること。
- ・ イベント等では、幅広い来場者が着実に木の良さや地域材利用の意義を理解・共感できるように、展示や資料配布に止まらない、工夫のあるプログラムを企画することとし、着実な地域材利用の機運の醸成に資するようにすること。
- ・ イベント等では、日頃から木づかいを実践するとともに、話題性があり、メディアに取り上げられるようなインパクトのある著名人等が参加したトークショー等を複数企画すること。（木材利用ポイントPR大使も活用されることが望ましい。）
- ・ イベント等では、既存の国民運動（木づかい運動、美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」等）とも連携を図るとともに、木材利用ポイント事業等に携わる全国の多様な地域や事業者等の参画・連携を図り、全国的な機運の醸成に繋がる仕組みとすること。
- ・ イベント等の実施に係る多様な機会を活用して、効果的にパブリシティを行うとともに、制作した映像媒体の二次利用やクチコミ等の促進を通して、波及効果の高い取組とすること。
- ・ 本イベント等の実施に際しては、連携するイベントや施設等の集客広報等（来場者プレゼント等を含む。）及び結果報告等と連携して、幅広く全国へのPRを通じた地域材利用の機運の醸成等の仕掛けを企画すること。
- ・ 本イベント等の実施に係る制作物や記録等は、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等による二次利用が可能であること。

（4）地方協議会・関係団体等との連携による広報業務

① 内容

地方協議会、関係団体及び地方メディア等が連携し、それぞれの創意工夫の下で、イベント等の開催や地方メディア等による特集番組・記事等による広報等を通じて、木材利用ポイント事業の周知を図るとともに、木の良さや地域材利用の意義等を広報する取組を実施する。

なお、本業務は例えば、以下のような取組がある。

（ア）地方協議会等又は関係団体等が実施する地方でのイベント・説明会等を、地方メディア等が連携して特集番組・記事等を制作して多角的に広報するタイプ

（イ）地方メディアが主体となり、地方協議会等又は関係団体等と連携して、特集番組・記事等の制作と一体となったイベント等を実施するタイプ

② 実施数

全国 10～20 地域程度（1 提案 1 地域を想定）

③ 時 期

住生活月間、木づかい月間である平成 25 年 10 月ないし 11 月を中心として実施すること

④ 留意点

- ・ 本業務の実施に際しては、都道府県レベルで地域材利用を取り組む関係団体と緊密な連携を図るとともに、地域材利用に取り組む幅広い地域や事業者等との連携を図ること。
- ・ イベント・展示・説明会等やメディア等による広報等の実施に際しては、木の良さや地域材利用の意義等を幅広く周知できるようなものとする。
- ・ イベント等は、幅広い集客が図れるように、必要に応じて著名人等の参加やプログラムの拡充等を行うとともに、地域材利用に取り組む幅広い地域や事業者等の参画を得た展示会や体感型イベント等を含むことが望まれる。
- ・ メディア等による広報は、単発的・一時的なスポット CM や広告枠等による広報に止まらず、既存の放送枠・記事枠等を活用した複数回にわたるシリーズ番組・記事或いは一定のまとまりのある特集番組・記事等を含むものとし、地域材利用に取り組む多様な地域や事業者等の具体的な取組が紹介される幅広い広報を実施することが望まれる。
- ・ イベントや展示等の実施に際しては、自社の報道番組・記事、特集番組・記事等を通して多角的に広報することが望まれる。
- ・ イベントや展示等の実施に係る多様な機会を活用して、効果的にパブリシティを行うとともに、制作した広報媒体の二次利用やクチコミ等の促進を通して、波及効果の高い取組とすること。
- ・ イベントや展示等の実施、メディアによる広報に際しては、既存の国民運動（木づかい運動、美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」等）とも連携を図ること。
- ・ イベントや展示等の実施、メディアによる広報による制作物は、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等による二次利用が可能であること。

(5) 木の良さ等の PR 映像制作業務

① 内 容

木材利用ポイント事業の周知と併せて、多様な主体を対象に木の良さや木造建築の良さ等を説明する際に使用できる多様な DVD ツールを制作・配布することで、住宅・建築物の木造化や内装・外装の木質化等を促進できるようにする。

(ア) [a] 建築士及び市町村の建設主事向けで、木の良さや木造建築・木材調達の方法等がわかり易く理解できるような DVD ツール

[b] 建築士及び工務店等が施主向けに、木の良さや木造建築の良さ等を説明する際に使用できる DVD ツール

(イ) 教育・社会福祉・医療関係者等向けで、木の良さや木造建築の良さ等がわかり易く理解できるような DVD ツール

② 実施数

(ア)、(イ) いずれも DVD 各 1 種類程度（各 2 万枚程度。一体的な制作も可）

③ 時 期

住生活月間、木づかい月間である平成 25 年 10 月ないし 11 月中に配布すること。

④ 留意点

- ・ (ア) [a] の建築士及び市町村の建設主事向けの映像は、以下の要素を含むものとする。



木造建築物等の 基本的知識編	①木材利用の意義（森づくりの循環の重要性）、②木材の構造・規格、③木材の快適性効果、④木材の性質（強度・耐久性等）、⑤木造住宅・建築物（工法・木質材料等）、⑥地域材利用の環境・社会経済的効果、⑦その他
事例編	多様なタイプの木造住宅・建築物等の事例を紹介 [20程度の事例を想定] (多様な工法、木材・木質材料、間取り、木材の調達方法、施工方法等)
制度編	木材利用ポイント事業の概要、木造住宅・建築物に関わる法律・規則・制度等

[b] の施主向けの映像は、[a] の要素のうち建築士等が施主に木の良さや木造建築の良さ等を説明する際に活用できる要素のダイジェスト版とし、表現もより平易で分かりやすい内容とすること。

- ・ (イ) 教育・社会福祉・医療関係者等向けの映像は、公共建築物等木材利用促進法の対象となっている学校、老人ホーム、病院等の建築物の所有者が、木の良さや木造化・木質化の意義をわかりやすく理解できるように、(ア) [a] の要素のうち、当該建築物に関連する要素や、木材の教育的・福祉的・健康的な効果等を中心とした内容とすること。(それぞれ対象者別に映像を制作するものとする)
- ・ 映像の内容の詳細は、林野庁及び国土緑化推進機構と綿密に打合せを行って調整することとする。
- ・ 映像の制作に当たっては、木造住宅・建築物に関する専門的な知見を有する学識経験者や専門家、各種団体等の協力を得て、自立的に内容を企画・調整・監修できる体制を構築するものとする。
- ・ 映像の制作に当たっては、建築士や教育・社会福祉・医療関係者等の側からの視点を重視するものとし、木材供給側からの一方的な視点にならないように留意するものとする。
- ・ 映像は、図表等のデータ、イラスト、実写、各種資料等を活用したり、必要に応じて補足資料等を制作したりするなどの工夫を凝らして、対象者にとって視聴しやすく、わかりやすく編集するものとする。特に、一般消費者には、内容を平易なものとし、子どもでも楽しみながら、内容を理解できるような構成や表現方法等の工夫を凝らした映像とすること。
- ・ 映像は、木材利用にかかる一般消費者の様々な誤解（木を伐ることは悪い、木造住宅は災害に弱い、国産材は高い等）が解消され、地域材利用の機運が高まるような内容を含むものとする。
- ・ 制作した映像が、多角的に活用されるように、WEB や各種映像メディア等への配信等の PR 映像の二次利用の企画を含めるものとする。
- ・ PR 映像は、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等による二次利用が可能であること。

## (6) 幅広い地域材利用体制の構築を通じた工夫ある広報業務

### ① 内容

木材利用ポイント事業等の実施を契機として、地域材利用に向けた機運が高まりをみせており、これを定着させるとともに、更なる幅広い川下の業種に裾野を拓げていくことで、木材自給率の向上を実現していくことが重要である。そこで、川上・川中の森林・林業・木材産業業界や川下の幅広い経済界の有識者・関係者、学識経験者や行政関係者等を幅広くネットワーク化し、経済界や各地のリーダー等により森づくりや木づかい、木の良さや地域材利用の意義を定期的・継続的に情報発信していくことができる体制・システムを確立し、各種媒体等を通じて幅広く広報する取組を実施する。

### ② 実施数

全国的なイベント等の実施のほか、なるべく多数の地域での取組の実施

### ③ 時期

平成 26 年 3 月 31 日まで

(但し、本業務による幅広い情報発信は、住生活月間、木づかい月間である平成 25 年 10 月を目途に開始すること)

#### ④ 留意点

- ・ ネットワークには社会的に影響力・発信力のある著名人・有識者等が参画するとともに、WEB サイト等で著名人・有識者等によるメッセージや取組紹介が定期的・継続的に情報発信できる体制・システムを構築すること。ネットワークに参画した著名人・有識者等による取組を幅広く発信するために、メディア等と連携した特集番組・記事や連載番組・記事等による広報の取組を企画するものとする。
- ・ ネットワークに参画した名人・有識者等の所属組織等により、地方での自主的・自立的な普及啓発の取組が促進されるように、多様な枠組みや仕掛けを構築すること。
- ・ ネットワークの立ち上げや著名人・有識者等による情報発信、地方での自主的・自立的な取組み等について、各種メディア等への露出が図られるように、効果的なパブリシティ戦略・戦術を策定すること。(全国メディアと地方メディア、一般メディアと専門メディア等、対象を区分すること。)
- ・ メディア等と連携した広報や著名人・有識者等による定期的・継続的な情報発信が、来年度以降も自走で実施していけるように、本年度を含めて民間等からの資金調達に向けた戦略・戦術を策定し、その下で本業務を進めていくこと。
- ・ 制作したコンテンツのメディア等による二次利用を促進するなどの体制・システムを構築して、波及効果の高い取組とすること。
- ・ 制作物は、林野庁等の行政機関や国土緑化推進機構等の関係団体等による二次利用が可能であること。

### 5. 契約条件

- ① 契約形態 委託契約
- ② 実施期間 契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- ③ 契約上限価格 各業務の総額(税込み)は、以下とする。
- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| (1) 映像メディア等連携キャンペーン業務         | 5,000 万円程度                                     |
| (2) 全国紙・雑誌等連携キャンペーン業務         | 10,000 万円程度                                    |
| (3) 木の良さ等の体感型イベント開催等支援業務      | 5,000 万円程度                                     |
| (4) 地方協議会・関係団体等との連携による広報業務    | 5,000 万円程度<br>(1 地域 200~500 万円程度)              |
| (5) 木の良さ等の PR 映像制作業務          | 2,000 万円程度<br>(ア) が 1,200 万円程度、(イ) が 800 万円程度) |
| (6) 幅広い地域材利用体制の構築を通じた工夫ある広報業務 | 4,000 万円程度                                     |
- ④ 採択件数 各業務の採択件数は、以下とする。
- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 映像メディア等連携キャンペーン業務         | 1 社程度                        |
| (2) 全国紙・雑誌等連携キャンペーン業務         | 2 社程度                        |
| (3) 木の良さ等の体感型イベント開催等支援業務      | 2 社程度                        |
| (4) 地方協議会・関係団体等との連携による広報業務    | 10~20 団体・社程度                 |
| (5) 木の良さ等の PR 映像制作業務          | 2 社程度<br>(ア) (イ) それぞれ 1 社程度) |
| (6) 幅広い地域材利用体制の構築を通じた工夫ある広報業務 | 1 社程度                        |

### 6. 納入物

- ・各業務の制作物は、企画内容に応じて、当機構が定める部数の制作物を納品する。
- ・各種制作物は、電子データ（PDF 形式及び AI 形式または PSD 形式等）を格納した CD-R 等の電子媒体を納入する。（誌面印刷、パネル印刷等に耐えられる高解像のもの（Windows で閲覧・修正できるもの））

## 7. 最終納入期限

平成 26 年 3 月 31 日

## 8. その他

- ① 本事業の実施に係る総ての制作物の著作権は、原則的に公益社団法人国土緑化推進機構に帰属しますので、イラスト、写真等の使用・掲載については、ご留意願います。
- ② 事業実施者決定に際して、審査結果や総予算額、他の広報業務の提案内容を踏まえて、採択条件を提示して再提案していただき、反映状況を踏まえて事業実施者の決定を行う場合があります。

平成 年 月 日

公益社団法人国土緑化推進機構 宛

住 所

提案者名

代表者名

印

林野庁「木材利用ポイント事業」地域材利用に関する広報事業  
[第2次公募]  
企画提案書提出表明書

林野庁「木材利用ポイント事業」地域材利用に関する広報事業 [第2次公募] の企画提案書の提出を表明します。

なお、企画提案書に関する担当者は下記のとおりです。

記

事業名 林野庁「木材利用ポイント事業」地域材利用に関する広報事業 [第2次公募]  
(提案する業務名)

※ 複数の業務に提案する場合は、希望する業務すべてを記入して下さい。

連絡先 所 属  
役職名  
氏 名  
T E L  
F A X  
E-mail

※ 複数の業務に提案する場合に、業務によって連絡者が異なる場合は、業務毎に連絡先を記入して下さい。

以上

## 企画提案書の様式

1. 企画提案書は、次頁以降の記載例に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A4版（縦・横自由）を利用し、左とじにして下さい。
3. 企画提案書は、10部（正1部、写9部）提出して下さい。

[表紙]

## 企画提案書

事業名 林野庁「木材利用ポイント事業」地域材利用に関する広報事業  
(提案する業務名)

平成 年 月 日

提案者名 ○○○○○○○○

代表者名 ○○○○○○○○ 印

所在地 ○○県○○市・・・・・・・・・・ (郵便番号: ○○○-○○○○)

連絡先 所 属 ○○○部○○○課  
役職名 (課) 長  
氏 名 ○○○○○  
T E L ○○○-○○○○-○○○○ (代) 内線△△△△  
F A X ○○○-○○○○-○○○○  
E-mail ○○○○○○○○@○○○○.○○.○○

〔本文〕

以下の必要事項を、企画提案書に盛り込んでください。(様式等は任意)

1. 業務名

○ 提案する業務名

2. 提案する企画の概要 及び ポイント

○ 提案する企画の概要及びポイントについて、A4・1枚以内で説明して下さい。

3. 提案する企画内容

○以下の内容について、各業務の内容に合わせて提案内容を記述して下さい。

①提案する広報業務の企画提案の目的と基本的な考え方・方向性

(訴求する対象と目指すべき対象者の行動変容の考え方・方向性、提案する企画により達成を目指す成果)

②提案する企画の広報戦略・戦術

(上記の目的等の実現に向けて、必要な広報施策の内容・キャスト等)

③提案する企画の内容・構成・スケジュール等

(上記の戦略・戦術の実現に向けた具体的なコンテンツ等の内容・構成・スケジュール)

④生産者側との連携・協働の仕組み・工夫

(提案する企画を、木材利用ポイント事業等に携わる地域の行政・民間事業者・NPO等の担い手との連携・協働の方法、関係者を「自分事化」させながらエンパワーメントに寄与させるための工夫)

⑤消費者側へのコミュニケーション方法の仕組み・工夫

(木の良さや地域材利用の意義等を着実に周知したり、木材利用ポイント対象工事・木材製品等の購入に向けた行動を喚起させるための仕組み・工夫)

⑥二次的普及啓発の促進の仕組み・工夫

(制作した広報媒体等のクロスメディア等による二次利用や、木材利用ポイント事業関係者等による自主的な普及啓発活動の促進、提案する企画で訴求した対象者によるクチコミ喚起等といった二次的な普及啓発を促進し、波及効果を高める仕組み・工夫)

⑦自走化の促進の仕組み・工夫

(継続的な普及啓発に向けて、自走化させる仕組みや工夫)

⑧費用対効果を高める仕組み・工夫

(シードマネーとして広報業務を企画・実施したり、パブリシティを実施したり、制作した広報媒体を二次利用する等により、提案企画の費用対効果を高める仕組み・工夫及び想定される広告換算額)

⑨検証と改善・補完の仕組み・工夫

(提案企画が着実かつ効果的に対象者層に訴求できる施策となるように検証・改善したり、主要施策の実施を踏まえた訴求状況等の検証を踏まえて着実に成果を達成するための補完の仕組みや工夫)

※ 上記の記述に際して、①着実に実施できる企画、②一定条件が整った上で実施できる企画(条件を明示)、③構想段階の企画(実現性を明示)を整理して、記述してください。

#### 4. 事業実績

- 当該事業と同様の事業の過去3ヵ年における実績の主要なものを説明して下さい。  
なお、「3. 提案する企画内容」の④～⑦のポイントについて、特色ある実績がある場合は、その特色を明示して説明して下さい。

#### 5. 事業実施体制

- 当該事業を遂行するのに必要な実施体制について、業務担当者の氏名、所属・役職(職名)・役割を、一覧表に整理して記載して下さい。(連携・協働団体を含む)
- 木材利用ポイント事業関係者等と連携・協働し、緊密に調整しながら企画を進め、実効的な広報業務となるような仕組み・工夫があれば記して下さい。

所属・役職(職名)	氏名	専門領域	担当内容	想定稼働日数

#### 6. 必要経費

- 上記の事業を実施するために必要な経費を、下表に記載して下さい。

(単位:円)

項目	積算内訳(注1)
1. 人件費	
2. 直接経費	
3. 諸経費	
4. 小計(1. + 2. + 3.) (注2)	
5. 消費税額(4.) × 5%	
総額(4. + 5.)	

注1) 積算内訳は、業務毎に分けてできるだけ詳細に記載して下さい。

注2) 小計は消費税を除いた額で算定して下さい。

注3) 事業実施者が決定した場合は、当機構や関係団体等との実施内容の検討・調整を経て、委託契約書の書式にて、改めて積算をお願いします。

#### 7. その他

- 事業を実施するにあたって、その他の提案内容や意見・要望があれば記入して下さい。

※ 参考資料がある場合には、適宜添付して下さい。



## 選定の審査基準

項 目	評 価 基 準	配 点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画提案の内容は、業務の目的と方向性、成果指標が合致しているか。</li> <li>○ 対象層への訴求を着実に図れるような戦略・戦術となっているか。</li> </ul>	10 点
企画内容	<p>(内容・構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象層への訴求を効果的に行えるような内容・構成になっているか。</li> </ul> <p>(生産者側との連携・協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材利用ポイント事業等に携わる地域の行政・民間事業者・NPO 等と連携・協働して、関係者を「自分事化」させながら、エンパワーメントできる仕組み・工夫があるか。</li> </ul> <p>(消費者側へのコミュニケーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木の良さや地域材利用の意義等の周知、木材利用ポイント対象工事・木材製品等の購入に向けた行動の喚起につながる仕組み・工夫があるか。</li> </ul> <p>(二次的普及啓発の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制作した広報媒体等の二次利用が促されたり、クチコミ喚起等により二次的な普及啓発の波及効果を高める仕組み・工夫があるか。</li> </ul> <p>(自走化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的な普及啓発に向けて自走化させる仕組み・工夫があるか。</li> </ul> <p>(検証と改善・補完)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案企画の検証・改善の仕組みや工夫、訴求状況等の検証を踏まえた成果達成のための補完の仕組みや工夫があるか。</li> </ul>	60 点
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材利用ポイント事業の展開や需要期等、効果的に訴求できるスケジュールとなっているか。</li> </ul>	10 点
事業の遂行体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務を着実に遂行する体制は整っているか。</li> <li>○ これまでに本業務と同種又は類似の業務の実績があり、本事業の実施に活かすことができる能力を有しているか。</li> <li>○ 関係者等と連携・協働し、緊密に調整しながら企画を進め、実効的な広報業務となるような仕組み・工夫があるか。</li> </ul>	10 点
所要経費の積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務の遂行に当たっての所要経費は、適正かつ経済的に積算されているか。</li> <li>○ 提案企画の費用対効果を高める仕組み・工夫があるか。</li> </ul>	10 点